

岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等の施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年3月30日岡崎市条例第15号。以下「条例」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年3月16日岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が設置する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（（1）による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障がい福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障がい福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障がい者支援施設	障がい福祉サービス事業所 障がい者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。）		

以下「居宅介護」という。))、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		
(5)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障がい者情報提供施設に限る。)	身体障がい者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障がい者情報提供施設	点字図書館 聴覚障がい者情報提供施設
(6)障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7)平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(8)社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9)生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
(10)上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

2 前条において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 前項の表第1号、第2号、第9号及び第10号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障がい者施設等の耐震化（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 前項の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障がい福祉サービス事業所等」という。）並びに障がい福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--------------------------------	--

(3) 前項の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 前項の表第6号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 前項の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設については、平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、次の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、第2欄に定める設置根拠等により第3欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対して交付する。

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1)保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4
(2)社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3/4
(3)障がい福祉サービス事業所等			
ア 障がい福祉サービス事業所（療養介護を除く。）	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	3/4
イ 障がい福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
ウ 障がい者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	3/4
(4)居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(5)身体障がい者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3/4
(6)福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(7)応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3/4

	・ 援護局長通知 「社会福祉施設等 における応急仮設 施設整備の国庫補助 の取扱いについて」		
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条 第3項第8号	社会福祉法人等	3 / 4
(9) 日常生活支援住居 施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	3 / 4
(10) その他施設	別途厚生労働大臣 が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字 社	3 / 4

2 前項の施設整備事業は、当該事業の内容について平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に定める国庫補助の交付決定を市が受けていることを交付の条件とする。

(補助の対象外)

第5条 この補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 第4条の表の第1欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（ウ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄附金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

- (ウ) 地域交流スペースに係る基準額
- a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）28,300千円（初度設備相当を併せて整備する場合は29,810千円）
 - b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合39,390千円（初度設備相当を併せて整備する場合は40,900千円）
 - c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）38,300千円（初度設備相当を併せて整備する場合は42,400千円）
 - d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、54,360千円（初度設備相当を併せて整備する場合は58,460千円）
- (2) (1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。
- ア 別表1-3及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4条の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
- (3) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。
- ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合
 - (1)のウ中「第4条の表の第4欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の第3欄に定める補助率」と読み替えて適用する。
 - イ ア以外の場合
 - (2)のイ中「第4条の表の第4欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の第3欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

1 区 分	2 対象施設の 種 類	3 補助率
ア 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・障がい者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） 	5 / 6

イ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・障がい者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5 / 6
---	---	-------

（交付の条件）

第7条 補助金交付の目的を達成するため、補助事業者（第4条に定める事業を行うものをいう。以下同じ。）は次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分を変更する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （7）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第7号の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

- （8）事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- （9）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （10）事業を行うために締結する契約については、市の定める「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」に準じて入札等を実施しなければならない。
- （11）この補助金の対象経費に対して、他の市費補助金、及びお年玉付き郵便葉書等寄附金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けて

はならない。

(12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管して、補助金と補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあるものとする。

（申請手続）

第8条 規則第5条に規定する申請書は、様式第1号の様式とし、正副2部に関係書類を添えて市長が別に定める日までに提出するものとする。

2 交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更申請を行う場合（交付決定額の変更を伴うものに限る。）は、様式第2号の様式による申請書を市長に提出するものとする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、様式第4号の様式により工事に着工した日から5日以内に市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について様式第5号の様式により毎年度12月末日現在の状況を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（概算払）

第10条 市長は、補助事業を遂行するために必要と認めた場合には、概算払をすることができる。

（実績報告）

第11条 規則第10条の規定による実績報告書は、様式第3号の様式とし、事業完了の日から30日以内（第7条第1項第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日以内）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を提出するものとする。

2 事業が翌年度にわたるときは、補助事業者は翌年度の4月10日までに様式第6号の様式による年度終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は額確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（補助金の精算）

第13条 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければ

ならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その同日以前にこの要綱に基づき交付決定された補助金については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

算 定 基 準

【保護施設等の場合（第3条第2項（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

介護用リフト等特殊付帯工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

【障がい福祉関係施設の場合（第3条第2項(2)、(3)及び(4)に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1 施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 3 - 1 又は別表 3 - 2 に掲げる 1 施設当たり基準単価(障がい福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計(以下、「総定員」という。)に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。)を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - 3 又は別表 3 - 4 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - 3 又は別表 3 - 4 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第5条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 2、別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、市長が必要と認めた額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	市長が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	市長が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表 2 - 1

定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		補助基準額
救護施設	本体	6,510,000
	初度設備加算	95,000
	個室整備加算	454,000
更生施設	本体	6,510,000
	初度設備加算	95,000
	個室整備加算	454,000
授産施設		2,800,000
	初度設備加算	95,000
宿所提供施設		2,230,000
	初度設備加算	95,000
社会事業授産施設		2,800,000
	初度設備加算	95,000
日常生活支援住居施設		2,230,000
	初度設備加算	95,000

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で市長が必要と認めた額であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

3 個室整備加算は、定員の 3 割以内を限度とする。

別表 2 - 2

(耐震化等整備を行う場合)

定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類	補助基準額
救護施設	8,900,000
更生施設	8,900,000

(注) 1 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 2 - 3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		補助基準額
救護施設	本体	7,230,000
	初度設備加算	105,000
	個室整備加算	505,000

(注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で市長が必要と認めた額であること。

2 木造施設の改築として行う場合に限る。

3 個室整備加算は、定員の 3 割以内を限度とする。

別表 2 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として耐震化等整備を行う場合)

定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位 : 円)

施設の種類	補助基準額
救護施設	9,890,000

(注) 1 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 3 - 1

1 事業（1 施設）当たりの 補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類		利用定員	補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	20人以下	60,000,000
		21人～40人	120,800,000
		41人～60人	201,900,000
		61人～80人	283,500,000
		81人～100人	365,400,000
		101人～120人	446,100,000
		121人以上	528,000,000
	施設入所支援整備加算 及び本体（宿泊型自立訓練）	20人以下	48,300,000
		21人～40人	97,500,000
		41人～60人	163,100,000
		61人～80人	229,800,000
		81人～100人	295,200,000
		101人～120人	361,800,000
		121人以上	427,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	—	46,200,000
	大規模生産設備等整備加算	—	152,300,000
	短期入所整備加算	—	12,600,000
	発達障がい者支援センター整備加算	—	14,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談 支援整備加算	—	10,300,000	
居宅介護整備加算	—	6,940,000	
避難スペース整備加算	—	40,200,000	

事業（施設）の種類		利用定員	補助基準額
療養介護	本体	20人以下	109,100,000
		21人～40人	219,200,000
		41人～60人	365,200,000
		61人～80人	514,100,000
		81人～100人	661,500,000
		101人～120人	808,800,000
		121人以上	956,200,000
	就労・訓練事業等整備加算	—	46,200,000
	大規模生産設備等整備加算	—	152,300,000
	短期入所整備加算	—	12,600,000
	発達障がい者支援センター整備加算	—	14,600,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談	—	10,300,000

	支援整備加算		
	居宅介護整備加算	—	6,940,000
	避難スペース整備加算	—	40,200,000
共同生活援助	本体	4人～10人	28,500,000
	短期入所整備加算	—	12,600,000
	エレベーター等設置整備加算	—	2,250,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	—	10,300,000
	居宅介護整備加算	—	6,940,000
	避難スペース整備加算	—	40,200,000
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）	—	30,000,000
短期入所（短期入所のための整備の場合）	—	15,200,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障がい児相談支援（各事業のための整備の場合）	—	10,300,000	
居宅介護（居宅介護のための整備の場合）	—	6,940,000	
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）	—	40,200,000	
補装具製作施設	—	15,200,000	
盲導犬訓練施設	—	188,800,000	
点字図書館	—	51,800,000	
聴覚障がい者情報提供施設	—	69,900,000	

- (注) 1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」又は「短期入所（短期入所のための整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表 3 - 2

(耐震化等整備を行う場合)

1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業 (施設) の種類		利用定員	補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動部分)	40人以下	160,600,000
		41人~60人	267,800,000
		61人~80人	376,200,000
		81人~100人	484,800,000
		101人~120人	592,200,000
		121人以上	700,500,000
		施設入所支援整備加算	40人以下
	41人~60人		216,500,000
	61人~80人		304,700,000
	81人~100人		391,600,000
	101人~120人		480,200,000
	121人以上		567,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	—	61,400,000
	短期入所整備加算	—	13,800,000
発達障がい者支援センター整備加算	—	19,200,000	

(注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備費工事費の合計額を基準額とする。

2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

3 障がい者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表 3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1 事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		利用定員	補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	20人以下	66,600,000
		21人~40人	134,200,000
		41人~60人	224,300,000
		61人~80人	315,000,000
		81人~100人	406,000,000
		101人~120人	495,700,000
		121人以上	586,700,000
	施設入所支援整備加算 及び本体(宿泊型自立訓練)	20人以下	53,600,000
		21人~40人	108,300,000
		41人~60人	181,200,000
		61人~80人	255,300,000
		81人~100人	328,000,000
		101人~120人	402,000,000
		121人以上	475,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	—	51,400,000
	大規模生産設備等整備加算	—	169,200,000
	短期入所整備加算	—	14,000,000
	発達障がい者支援センター整備加算	—	16,200,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談 支援整備加算	—	11,500,000
	居宅介護整備加算	—	7,710,000
避難スペース整備加算	—	44,600,000	

- (注) 1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		利用定員	補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	40人以下	178,500,000
		41人~60人	297,500,000
		61人~80人	418,000,000
		81人~100人	538,600,000
		101人~120人	658,000,000
		121人以上	778,300,000
	施設入所支援整備加算	40人以下	144,000,000
		41人~60人	240,500,000
		61人~80人	338,500,000
		81人~100人	435,100,000
		101人~120人	533,500,000
		121人以上	630,000,000
	就労・訓練事業等整備加算	—	68,200,000
	短期入所整備加算	—	15,300,000
	発達障がい者支援センター整備加算	—	21,300,000

- (注) 1 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 2 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 3 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 4

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事については市長が必要と認めた額とする。</p> <p>市長が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 市長が必要と認めた額</p> <p>ブロック 市長が必要と認めた額</p> <p>木造 市長が必要と認めた額</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	<p>市長が必要と認めた施設及び額とする。</p>	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費